見守り新鮮情報

中古車売却時のトラブルに注意

事例1 2日前、車を売却しようと**ネット**で探した事業者に電話をした。**8万円で買い取る**と言われ**了承**した。昨日、売却書類を受け取ったが、今日になって気が変わり**キャンセルの電話**をしたところ、契約違反の**キャンセル料**数万円を**請求された**。契約した認識はなかったがキャンセル料は発生するのか。（80歳代）



©Kurosaki Gen

事例2 ネットで見つけた事業者に車の**買い取り査定**に来てもらった。その際に、交換が必要となる可能性のあるクラッチの**不具合等を申告**した。査定の結果70万円で買い取り契約書を交わし、事業者が自走して**車を持ち帰った**。1週間後に「自走可能という条件で買い取ったが、オークション会場まで自走できないので、40万円で買い取るか**キャンセル**になる」と言われた。キャンセルしたが納得できない。（60歳代）

ひとこと助言



- 車の売却契約はクーリング・オフの適用対象外です。いったん契約をすると、原則として契約書の内容に拘束されますので、売却金額を提示されてもその場では契約せず、一度冷静になりましょう。
- 契約内容を事前によく確認しましょう。特にキャンセル料については、金額とともに、いつから発生するのか等を確認することが重要です。また、買い取り代金の支払い条件についても契約時に必ず確認しましょう。
- 修復歴や事故歴（冠水歴を含む）は事前に適切に申告しましょう。申告していたにもかかわらず、査定して契約した後に修復歴などを理由として契約解除や査定額の減額を求められた場合は、応じる必要はありません。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第556号（2026年11月5日）発行：独立行政法人国民生活センター